

## 正しく使おう！みんなの下水道

皆さんの生活を快適にするために、下水道を正しく使いましょう。また、公共下水道に接続していない方は、早期接続をお願いします。

### 流してはいけないこんなもの

- ▶野菜くずやご飯の残りは、つまりの原因となります。
- ▶天ぷら油やサラダ油の廃油は、下水道管の中で固まり、管をつまらせたり、下水処理場の働きに悪影響を与えます。
- ▶水洗トイレには、必ずトイレットペーパーを使いましょう。  
水に溶けない紙(ティッシュペーパーなど)、紙おむつ、タバコ、ガム、髪の毛などを流すとつまりの原因となります。

困となります。

- ▶有害物質や危険物は、絶対に流さないでください。
- ▶排水口や宅内桝に、土砂、セメント、木片、廃油、灯油、ガソリン、薬品などを流さないでください。つまりや爆発の原因となります。
- ※洗濯時の合成洗剤は、適量を使用しましょう。(適量以上の使用は、処理場の働きを低下させたり、泡立ちのもととなります。)

### 環境経済課のお知らせ

## 消費生活情報 「不用品を買い取る」の訪問購入にご注意

**Q** 「不用品を買い取る」と電話があり、訪問を了承した。来訪した業者は用意した洋服に目もくれず「貴金属はないか」と聞いてくる。「ない」と断っても「なにかあるだろう」としつこく言われ、かなり粘られた。また来ないか心配。

**A** 業者が家を訪問して不用品などを買い取る「訪問購入」は特定商取引法による規制の対象になり、クーリングオフも可能です。

具体的には、業者は買い取りの勧誘に先立ち、業者名、買い取りの物品の種類を明らかにしないといけません。「不用品を買い取りたい」だけではいけません。また、「衣類を買い取る」とだけ言っていた業者が同時に貴金属の買い取りの勧誘をすることは禁止されています。

クーリングオフについては、一度物品を引き渡すと「すぐ処分した」などと言われ取り返すことは困難です。そのため8日間は引き渡す物品を手元で保管できます。また、このことを業者は客に伝えなくてはなりません。

電話で勧誘を断ったにも関わらず来訪された場合は、直接会わず、きっぱりと断りましょう。強引に家の中に入ってきた場合は、すぐ警察を呼んでください。その他、困った時は、消費生活センターにご相談ください

消費生活相談を実施しています ☎991-1854 月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

## 放射線量測定結果について

毎月第1木曜日に実施している、町公共施設の放射線量測定結果をお知らせします。

測定の結果、町の基準を超えている公共施設はありませんでした。

■測定日／1月8日(木) <第124回測定> 単位はマイクロシーベルト毎時

	測定場所	測定値
最小値	大川戸農村センター(砂利敷)	0.050
最大値	赤岩農村センター(砂利敷)	0.091

※町の基準…0.190マイクロシーベルト毎時(5市1町の基準は、測定の高さ地上1メートル0.230マイクロシーベルト毎時ですが、町では地上50センチメートルの高さにおける測定値が0.190マイクロシーベルト毎時を超えた場合は、放射線量低減化作業を行うこととしています。)

※その他の施設については、町ホームページをご覧ください。